特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
美馬市は、地方税の賦課徴収及び調査に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
美馬市長

公表日
令和6年3月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①法令等の規定に基づき地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告や届出、企業、国税庁、日本年金機構等から必要な情報を入手し課税情報を管理する。 ②地方税の賦課徴収の決定（納税告知）のため、納税者の課税情報を管理する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者へ督促状等の送付並びに滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤その他、社会保障にかかる各種照会情報に基づき、納税者の宛名情報による特定や突合を行うため、宛名情報を管理する。
③システムの名称	1. 税務関係システム(MISALIO) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申告支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
地方税情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法　（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一16の項　別表第一30の項　別表第一100の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 ・別表第一省令第73、74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調 査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市企画総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市企画総務部税務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5602,5603

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和2年9月17日	Ⅰ2③システム名称	1. 税務関係システム(MISALIO) 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 税務関係システム(MISALIO) 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 申告支援システム	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ3法令上の根拠	1. 番号法 （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条	1. 番号法 （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調 査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調 査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和5年3月1日	Ⅰ2③システム名称	1. 税務関係システム(MISALIO) 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 申告支援システム	1. 税務関係システム(MISALIO) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申告支援システム	事後	
令和5年3月1日	Ⅰ3法令上の根拠	1. 番号法 （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条	1. 番号法 （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一16の項　別表第一30の項　別表第一100の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 ・別表第一省令第73、74条	事後	公的給付に係る項目を増やしたため